

第1回東吾妻町総合教育会議会議録

日 時 平成27年12月1日(火) 午後1時30分～午後2時35分

場 所 役場 2階 第2会議室

出席者

(町長)

中澤恒喜

(教育委員)

委員長職務代理者	茂木良一	委 員	三枝厚子
委 員	森田由紀夫	教 育 長	小林靖能

(事務局)

副 町 長	渡辺三司	教 育 課 長	角田 豊
教 育 課 次 長	水出智明	教 育 課 次 長	横田 貴
企 画 課 長	佐藤喜知雄	総 務 課 長	角田輝明
総 務 課 次 長	三枝律子	総 務 課 主 事	山崎聡美

総務課次長

これより第1回東吾妻町総合教育会議を開催させていただきます。本日司会進行を務めます、総務課の三枝と申します。よろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして進めて参ります。最初に、あいさつを町長の方からよろしくお願いいたします。

町長

こんにちは。教育委員の皆様方には、本日大変お忙しい中、第1回東吾妻町総合教育会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。地方教育行政法の改正によりまして、各自治体に首長と教育委員会により構成をする総合教育会議を設置することになりました。この総合教育会議は町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、町の教育の課題、目指すべき姿などを共有しながら連携し、効果的に教育行政を推進していくためのものがございます。その内容につきましては、東吾妻町教育大綱の策定、教育の条件整備など重点的講ずべき措置、いじめ等児童生徒の生命・身体の保護など緊急に講ずべき措置でございます。本日は、主に東吾妻町総合教育大綱の策定につきましてご協議をいただきたいと思っております。

さて、この4月に中学校を1校に統合いたしまして、東吾妻町中学校を開校いたしました。生徒数は344名、1学年4クラス、先生方・スタッフ36名ということで大変充実をしておるところでございます。先生方のご尽力によりまして、大変良好な運営が行われております。また運動部の活躍も目覚ましく、英語スピーチ・作文・ポスターコンクールなどにも多くの生徒が優秀入選しております。今後も文武両道に、東吾妻中学校の躍進に期待をしているところでございます。

すべての子ども達の将来に向けて、幼・小・中における東吾妻町の教育を更に充実をさせ、そして推進をしていきたいと考えております。本日はご協議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

総務課次長

ありがとうございました。続きまして説明でございますが、東吾妻町総合教育会議設置要綱等につきまして総務課長の方から説明申し上げます。

総務課長

お世話になります。ご紹介いただきました総務課長の角田です。よろしくお願いいたします。

皆様ご存知だと思いますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正ということで、今年の4月1日から施行されています。それに伴いまして、町でも総合教育会議の設置要綱を10月から適用するというところで進めております。この組織運営に関する法律の一部改正の内容につきましては、大きく4つの点がございます。1点目として教育委員長と教育長を一本化した新教育委員長の設置。2点目といたしまして教育長へのチェック機能の強化と会務の透明化ということです。3点目が現在行われております、すべての公共団体に地方教育会議を設置するというところでございます。

4点目といたしまして教育に関する大綱は首長が策定するということになっています。それを受けまして、町では教育会議設置要綱を10月1日から適用させております。事務の内容につきましては、先程町長も挨拶の中でおっしゃっていただきましたとおり、大きく分けまして教育行政大綱の策定、教育条件整備など重点的に高ずべき施策、それから児童生徒の生命・身体の保護と緊急に講ずべき措置となっています。構成員につきましては法律で決まっております、町長及び教育委員をもって構成すると。ですから、委員については6名の方となっています。会議の運営につきましては、議長は町長が行うというものでございます。そのようなことで、本日総合教育会議を行っておりますのでよろしくお願いいたします。

総務課次長

続きまして4. 協議事項でございますが、ここからは教育会議設置要綱の第4条でございます、会議の議長は町長ということですのでよろしくお願いいたします。

町長

座長ということで協議を進めて参りたいと思います。それでは1) 東吾妻町教育大綱の策定について説明をお願いいたします。

教育長

よろしくお願いいたします。今回は教育委員会事務局、教育課が大綱の案を町長の意を呈したつもりですけれども策定させていただきました。ご審議をお願いいたします。

平成32年度に学習指導要領の改定がなされます。翌年中学校で、その次に高校というようなことが今伝わってきているのですけれども。今回の教育施策の大綱がここで決定された場合でも、もう遅くとも平成32年度に改定される方向が31年度にはほぼ出てくると思いますので、そこまでには変えていかなくてはならないのではないかと考えております。このタイトルにもありますように“平成27年度”ということですので、早ければ来年の5月6月に変えても良いのではないかとということで案を策定してきました。だからといって決して力を抜いたつもりはありませんし、町長のこれまでの考え方を踏まえながら考えて参りました。

まず、この教育施策大綱の策定する基盤というものを2つ考えてきました。1つ目は、中澤町長の町政・教育行政の基本的な考え方を基盤として、その上で次の2点を踏まえて本町としての教育施策の大綱を策定して参りました。1点目はこれまでに本町・教育委員会で取り組んできた教育行政、本町の教育行政方針の考えに沿うこと。2点目は現在の社会状況、これから想定される社会状況を見据えた中で本町の創生に向けて、もっと違う言葉で言いますと本町の持続、心豊かな町民が生活する東吾妻町に向けて、本町の幼稚園・小学校・中学校において、しなやかで健やかな心をもつ子どもを育てるとともに東吾妻町の自然・人気・文化・伝統等に根ざした生き方と、国際

社会を誰とでも協力し合って生きることのできる人間力を身につけた子どもを育てることということで、策定の基盤の1つ目を考えてきました。基盤の2つ目は、町民の皆さんの日々の生き方が子どもにとって身近で最上の生き方を生活を営む中で示している、そういったことを元にしてということでございます。これらのことを目標の方向性とする本町の教育施策の大綱を策定して参りました。

それから、理念がそこ（資料）に明記されておりますように考えてきた訳ですけれども、2つあります。1つ目は、策定の基盤を踏まえて位置づけた理念だということです。“住民が誇りをもってくらすまち”は町のスローガンですし、町のスローガンと“若者が希望をもつことのできるまち”であることは、町で生活する私たち町民一人一人が、とりわけ若い皆さんが、子どもの一人一人が幼稚園・小学校・中学校で学ぶことによって確かに成長していると実感できる町であると捉えることができることとみえました。町で育ち町で成長する子ども達は、町の今後を担う子ども達です。子どもの一人一人が確かに成長できることが策定の基盤を踏まえての施策の方向を決めることになると考えました。すなわち、子ども一人一人が温かさの中に厳しさのある環境の中で生まれ成長できる町であることは、町民の皆さんが町で生活していることに誇りをもつこと及び、若者が希望をもつこともできる町になり得る、大きな条件の1つであると考えます。2つ目ですけれども、“住民が誇りをもってくらすまち”“若者が希望をもつことのできるまち”を目指すための施策の方向性への観点、そのような子どもを育む環境にするために、“町全体で子どもを育むまち”“生涯学習・生涯スポーツに取り組めるまち”“郷土の伝統と文化を大切にするまち”にすることが必要です。町の子どもの数は減少傾向です。そのような事実を事実として受け止め、町民の皆さんが一体となって子ども達を育むことが欠かせません。一方、私達、町民の皆さんが学び、スポーツに取り組む、郷土の伝統・文化に愛着のある生き方を示すことのできる町の環境を現状より、より整備される中です。そのような大人の生きる姿は、子ども達にとっては大人の生き方、大人の皆さんの背中を見て育つことに繋がり、子どもの成長に間違いなく反映すること等から、策定の基盤を踏まえた教育施策の理念として考えてきました。子どもは町の未来そのものの存在です。町民老若男女の誰もが子どもを育む一人一人です。同時にその皆さんの誰もが生涯学び続ける、スポーツに取り組む、地域の伝統と文化に取り組む姿を日々の生活の中で当たり前のように見られることは、若者が住民の皆さんの日々の生きがいをもって生活する姿に希望をもち、子どもが学び成長する姿から町に住むことに明るい未来をもつことができると考えました。

基本目標についてですが、3つの理念の基本的な考え方です。3つの基本目標は理念の考え方を受けて、東吾妻町教育施策の目標であり、目標を実現させるための施策の方向性です。その中に“しなやかに生きる力”という言

葉が示されております。まず1つ目の生きる力についてですが、現行の学習指導要領で示されている力であります。現在の学習指導要領で示されている幼稚園・小学校・中学校・高等学校における教育活動で園児・児童・生徒に育むことが求められており、園児・児童・生徒一人一人に育まなければならない力です。平成32年度に向けて学習指導要領の改訂が進められていますが、園児・児童・生徒に育む力は大きな変更がないのではと多くの教育関係者の談です。ですが、絶対とは言い切れないと考えています。生きる力には3つの要素が示されております。生きる力とは、平成8年7月中央教育審議会答申において、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などである」と指摘されています。その生きる力の要素は、3つで示されております。1つ目は確かな学力、2つ目は豊かな心、3つ目は健やかな体です。しなやかについてですけれども、生きる力で示されている目指す人間像とほとんど同じなのですが、しなやかな言葉に込めた意味は次のような人間力です。これからの時代に生きる子ども、生き抜く子どもに生涯を通じて不断に学び、考え、予想外の事態に遭遇してもその事態を切り拓く自立性・思考力、何が重要であるかを見極める決断力、粘り強さ、耐性、柔軟に対処する力、及び思いやりの心をベースにしての多様な人々と協働・協力し合ってよりよい社会づくりに当たり前のように取り組める人間力です。

3つの基本目標の実現に向けて、施策の方針として大きく2点示してあります。1点目は、これからの社会の変化に対応する学校教育、生涯学習・社会教育です。2点目は、少子化に対応する幼稚園・小学校・中学校と地域社会の連携です。この方針に沿って施策を推進することで、“住民が誇りをもってくらすまち”及び“若者が希望をもつことのできるまち”になっていくと考えています。

基本方針の提案内容については、レジュメに沿って説明させていただきます。1. これからの社会の変化に対応する学校教育、生涯学習・社会教育ですけれども、子ども一人一人の成長及び学びを保障する東吾妻町の学校教育の推進ということで考えています。子ども一人一人がしなやかな生きる力、具体的には確かな学力・国際社会に生きる力、豊かな心・感受性、健やかな体・健康安全な生活を営む力を育むことのできる幼稚園・小学校・中学校教育の推進・充実です。子ども一人一人にしなやかな生きる力を育むために、教育環境の整備・充実を図っていかなければならないと考えています。そのために各幼稚園・学校に、子どもに寄り添う学習支援・生活支援を行う町費負担の教職員・支援者の確保・配置。また、子ども一人一人に知（智力）・徳（人間力）・体（体力）を育む幼稚園・小学校・中学校の教育を推進ということになります。例えば、幼稚園・小学校・中学校は一貫して子ども一人一人

に知・徳・体を育む教育を推進していく。2つ目としていじめを許さない心、誰もが誰もの学びを認め促し合える心を育む各教科等の学習指導の推進。3つ目といたしまして、小学校・中学校の児童・生徒の学力は、学力検査結果の5段階分布で1段階の児童・生徒0人を期する学力の定着に向けた学習指導・支援の推進。4つ目として、幼児・児童・生徒の生活・学ぶ場のよりよい環境に向けての施設整備、教材・備品等の設置の推進・充実。5つ目として、音楽・美術・スポーツ活動の充実・推進。6つ目として、教職員が子どもと向き合える時間の確保。7つ目として、中学校部活動指導に外部コーチを依頼。8つ目として、5地区の区長会と連携しての幼稚園・小学校・中学校の教育活動及び登下校の安全安心への支援の取り組みへの推進ということで、(1)の子どもの学びを保障するところに繋がっていくと考えております。

(2)です、生涯学習の振興と社会教育の推進・充実です。町民の誰もが、いつでもどこでも学習・文化活動等に取り組むことができるよう、指導者及び活動等に取り組むことのできる場を確保する生涯学習・社会教育の推進・充実です。その実現に向けて、各地区の公民館における学習・文化的活動の充実・推進及び指導スタッフ体制の確保・充実に努めていければと考えて提案しております。

(3)は生涯スポーツの推進・充実です。町民の誰もが、いつでもどこでもスポーツに取り組み、進んで社会に参加でき、他者と関係を結び合えるスポーツ活動の推進・充実。

(4)に入らせていただきます、青少年健全育成活動の推進・充実。そのために、青少年一人一人が、地域の一員である自覚を育むとともに、町の活性化に寄与しようとする心を育む青少年育成活動の推進・充実です。健全育成活動の推進にもう一つポイントとして、杉並区・東吾妻町わんぱく交流の推進・充実です。このわんぱく交流では、町内の高校生をわんぱく交流のボランティア活動に依頼し、子ども達の健康・安全、活動等の支援を通して地域の一員である自覚、及び町の活性化等に寄与する心を育む取り組みを推進していければと考えています。

(5)に入らせていただきます。郷土の伝統と文化の保存・愛護意識の醸成及び後継者の育成です。各地区の町民誰もが、地区の伝統と文化に関心を示し、進んで行事等の活動に取り組むとともに、地区のみんなで後継者育成の推進。このようなことができなければ、保存・愛護意識の醸成、後継者の育成になっていけないのではないかと。そのためにも、町の歴史的・文化的遺産の保護・保存及び愛護意識の醸成に向けて複数の学芸員の配置。学芸員という言葉を使わせていただいておりますが、今教育委員会で言えば吉田さんのような人物でございます。

続きまして、基本方針の2. 少子化に対応する幼稚園・小学校・中学校と地域社会の連携です。これは全ての世代の人が、住みたくなり住みつき、住

んでよかったと思ってもらえる町にということです。町民が生きがいをもって生活し、町の人々が町のよさを、町内外の人に語り伝え合える町。そのようなことで提案させていただいております。

その具体的な方向性が、(1)給食費の無償化です。幼稚園・小学校・中学校及び保育所(3歳児～5歳児)の幼児・児童・生徒の給食費の無償化の実施です。ここでは保育所は3歳児～5歳児と書いてありますがけれども、こういう方向となれば保育所も全部でも良いのかなと思うところもありました。それは言い添えておきます。給食費が無償化になるということは、子どもの誰もが学校へ行きたくなる条件の一つを与えることになると考えております、誰もがです。安心して食べることの出来るという安心感を与えるとともに、健康面で栄養のバランスを1日1回の食である訳ですけれども子どもたちに給することができるという大事なことでないかと考えております。

(2)です。小・中学校入学時への祝い金の進呈。これは本町に在住している小学校・中学校入学する生徒でしたら、町内の5つの小学校あるいは東吾妻中学校でなくとも入学する児童・生徒には、10万円を進呈するということで考えて提案しております。

(3)幼稚園の延長保育の実施です。幼児・児童の放課後の安心安全を図るとともに、保護者の就労への要望に応える子育て体制の推進です。朝7時半から午後6時くらいまでということを入りながら幼稚園の延長保育の実施というものを提案しております。それから、2つ目の学童保育の実施ですけれども、これは先程の午後6時までということは同じで朝はまた違う訳ですけれども。できれば町内5つの小学校がありますから、5地区の公民館かあるいはそういった公共施設を確保して、希望する家庭の児童を午後6時まで保育、そして学びができる施設ということで考えて提案しております。アスタリスクの部分を読みますが、これは施策ではありません。アとイが実施できればこういう成果が出るであろうと考えて書いておきました。アとイの施設が一つであれば生活する子どもの中で、年長者がリーダーシップ及びフォローシップを必然的に発揮してみんなで遊び・学び取り組む場になる。このような異年齢児が集い生活をともにする場であるからこそ、集う幼児・児童一人一人に人間力(指導性・協調性・思いやりの心・他者を信頼する心・自他の権利を大切にすること・耐性・責任感・礼儀等々)を育むことのできる場になると考えています。ウになりますけれども、アとイのような延長保育を実施していく場合ですけれども、幼稚園の延長保育・学童保育実施に向けての保育者の人材育成ということでも提案しております。

続いて(4)です。現在5地区にある各幼稚園・小学校は5地区のコミュニティの核にということです。地域の多くの大人と幼児・児童の成長に関わる地域に密着した活動を幼児・児童と地域の大人が共にすることを通して、地域の大人は生きがいを得るとともに、幼児・児童は地域の大人から諸々のことを学び、地域への愛着心の礎を育むことのできる教育活動の企画・実

施。幼児・児童が生まれ育ってきた地域の自然・風土・人気の礎を地域の大人から学び、そして中学校で町全体の見方を町の大人・町の誰からも学ぶことを通して、地域及び町・郷土への愛着心を育むことのできる教育活動を企画・実施と、こんなふうを考えて提案しております。こういうふなことが進められていければ、国の内外で働くというようなことに成長していった子ども達も、やはり東吾妻町が自分の生活するベースになってくれるという考えで提案しております。まずアとして、各地区の幼稚園・小学校が地域社会と一体となって地域社会の生活や課題を踏まえた学習計画を立て、学習計画を踏まえた教育活動を推進。もう一方、小学校3・4年生の社会科副読本「わたしたちの東吾妻町」の改訂・発刊及び各小学校で児童に地域社会の一員としての自覚及び郷土に対する誇りと愛情を育み、次代を担う人間としての成長に資する活用の推進・充実ということです。その副読本がこの本になります（実際に本を出して紹介）。東吾妻町になってから3年に1度発刊していて、これが平成26年度のもので3冊目になります。これがあることによって町のことを知ったり、文化や伝統などを学ぶことができますので。知ることによって町に愛着心をもつことができるということで、この「わたしたちの東吾妻町」というものは今後も改訂をしながら発刊を続けていってほしいと考えております。

最後になりますけれども、(5)の5地区の公民館及び社会教育・社会体育施設の存続ということで、町民の誰もが学びにスポーツに安心・気軽に取り組め、充実感を得ることのできる活動内容の企画と活動の場の確保・整備・充実ということで考えております。指導者、それから年度毎に器具・場所等の安全安心のチェックはきちんとしていかなければいけないと考えております。そういうことを通しまして、町民の誰もが学びとスポーツに安心して気軽に取り組める、そして充実感が得られるようなそんな日々を送ってもらえればということで提案させてもらっております。以上でございます。

町 長 教育長から大綱につきまして丁寧な説明をいただきました。これにつきまして、皆様のご意見等を頂戴しながら協議を進めて参りたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

企 画 課 長 色々な施策の方に出ているのですが、この教育大綱は計画年次等がありますか。

総 務 課 長 教育大綱については、法律上は年数が決まっています。目安として5年くらいと国の方では言っています。その間に実現できる教育方針ということです。

企 画 課 長 少し関連するのですが、現在町の方でも総合戦略ということで5年計画な

のですけれども策定を進めているところです。それといくつか提言されていることが出ているのですが、1つは1ページなのですけれども、基本方針の1. これからの社会の変化に対応する学校教育、生涯学習・社会学習とあるのですが。この中で、東吾妻町は旧吾妻町と旧東村が合併して一つの町になって中学校も統合したのですけれども。合併に際して合併特例債という起債がありまして、今その起債を借りて基金といいますか、それを積み立てているのです。それを返済しているのですけれども、その返済の中において色々なことで使えるということなのですが。私が思うに、せっかく統合して中学校が一つになったのですから、地域の人・保護者にとっても統合して良かったという、そういった特色ある教育をやっていく必要があるかなと思うのです。ここに国際社会に生きる力ということもありますので。例えば英語教育に力を入れていくということになれば、現在ALTが来ていますけれども、町費でALTをつける。そういった財源も十分その中でできると思うので。具体的な展開にあたっては、財政の方と相談していただければ適切なアドバイスもできると思いますので、できればそういったことも活用しながら特色ある教育が進められれば良いのかなと思っております。

副 町 長

(合併特例債は) 約2000万円くらい使えるのですよね。それが2、3年前くらいからどうですかと言っていたものですよね。そうすると、ALTやマイタウンティーチャーでも充てられるかなという部分がありますね。

企 画 課 長

合併した町村というのは吾妻の中で2つしかないもので、そういったものが利用できるというのは本町などの限られたところでしかできないことなので、特色ある教育に充てても良いのかなと思います。

教 育 長

提案者ということではなくて、今企画課長がおっしゃったことは、大綱でするので、1点目は大枠という意味合いで考えてきたのですけれども。2点目のところなのですけれども、平成32年度に小学校の学習指導要領が改訂されるのですけれども、5・6年生の英語の強化は30年度から前倒しで実施されるのです。そうすると5・6年生の前倒しになるその前の3・4年生の外国語活動が来年度の28年度から実施されるのです。来年度から各小学校で英語ができる方がいらっしやらないと困るのではないかと。町長にお願いなのですけれども、ALTとまでいかなくとも英語の免許を持って退職している方、そういう方が小学校に1人ずつ配置できないかなと。基本的にはマイタウンティーチャーと仕事は同じなのですけれども、それが英語・外国語活動に特化して。そういった年間指導計画を作成する。教育センター等で見本的なものは作られておりますので、そういうものを元にしながら地域に特化した年間指導計画を。例えば、私は先程の「わたしたちの東吾妻町」がありますけれども、これらの英語版を作っても良いのではと考えているので

すけれども。そういうところにそういうお金が使えれば。幼稚園の延長保育・学童保育等にも結構人材が必要になってくる。ただ手を挙げてくださるといったら良いですか、お願いした時に承諾していただける方がいらっしゃるかどうかということが一番心配なのですが。

企 画 課 長

大綱ではそういったことがなされていて。今具体的な戦術の部分では先程言いましたように、町の総合戦略ができる課程にあるので、そういった中で盛り込んでいけば具体的な計画を立てて実行できるのではと思うのです。

教 育 長

子ども達の数はい少ないのですが、気になるお子さんも増えてきておりますから。そういうお子さん達に幼稚園の段階から関わっていけるマイタウンティーチャー的な支援者がいらっしゃる事が、その子の成長を伸ばしていくと思うのですよね。そういう子ども達にも学びを保障するという事では必要だと思っております。

総 務 課 長

本日の会議につきまして、町の教育大綱ということなので、事業的に細かいものについてはその他に戦略本部等ありますけれども、そういうところで協議していただいて。方向性を決めてほしいということをお願いしたいと思います。

町 長

今回は方向性・大きな流れをご審議いただきたいと思っております。

委員長職務代理者

よろしいですか。基本目標の一番上のところに、しなやかに生きる力とありますけれども。このしなやかという言葉は、色んなところに関わって行って非常に前向きな言葉で良いと思っておりますけれども。具体的にどのような考えからしなやかという言葉が出てきたのかなということをお聞きしたいのですが。

教 育 長

はい。先程説明したのですが、多くはたくましくなのです。たくましくですと、弱肉強食的なニュアンスも含まれていて。判断できる力だけでなく決断できる力というのは、おそらく自分の想定外の事態に遭遇してもそれを乗り越える力を持っているというようなところに決断する力も働いてくのだと思います。自ら立つ方の自立ですけれども、そういうふうな力を持っていながら、同時にどこの場所に行ってもどこの国に行っても相手と協働して。協働というのは協力的に働き合うという方の協働なのですけれども。そういう協働的に働けるという、そういう人間的な力をもったという意味でしなやかという言葉を使わせていただきました。

委員長職務代理者

第2期群馬県教育振興基本計画の中に時代を“切り拓く力”という文言が

あるのですけれども、それにかなりこれが結びついていくような考え方だなというふうに今お聞きしたのですね。

教 育 長

茂木委員さんがおっしゃっていますように、拓くは開拓の拓を使うことを考えております。

委員長職務代理者

もう一つよろしいですか。先程出ました国際教育のことなのですが、この間教育事務所にお聞きしたところ、各小学校に英語の先生をすぐ配置することは無理だということなので、何年先になるか分からないのですけれども。そうすれば、先程教育長さんがおっしゃったように退職された英語の先生だとか。退職された英語の先生も中々見つからない。そうすると、英語に興味があって勉強している方とかそれなりのライセンスを持っている方とか。そういう方でも外部講師として取り入れても良いのではないかという気もするのですけれども。ただそれは、学校の中に入ってきて学校の教育課程の中にそぐうかどうかというのは中々問題があると思うのですけれども。そういうことも良いのかなと考えました。

教 育 長

その通りだと思います。5人の方を揃えるということは中々難しいと思っているのですけれども。一方では、今マイタウンティーチャーをやっている東小学校の小林理恵さんは英語の免許を持っている方なのです。そういう方等と英語で話せる方、そういう方であれば免許を持っていなくても良いのではないかなという考え方でいます。その場合は、授業をする場合でも学級担任が教室にいれば、現在の学校教育法では大丈夫ですから。そこまでは人物を見つけていく場合ではやっていかななくてはならないのかなというふうには考えております。

副 町 長

A L Tを一度に揃えるということは大変でしょうけれども。現在2人いますよね、それを3人に増やすとなると、交付税措置もできると思うのです。それで交付税措置があったり、先程企画課長が言ったように合併特例債の基金事業でも使えるお金がありますから、そういうことで3人なり4人に増やしてその中で上手く持ち回りができるような形がとればそういうことでも良いのかなという気がします。

教 育 長

そうすれば幼稚園にも行ってもらってということですね。

副 町 長

そうですね、そういう部分でも。幼・小・中でそれぞれ一人配置するのか、中学校は一つですけれどもね。それを上手くやっていくことも考えていかななくてはならないですね。

あと、給食費の無償化があるので、保育所で（3歳～5歳児）

とあるのですが、この括弧書きの部分は除いても良いのかなと思います。要するに、全体的な給食費の無償化を進めていくのだというような考えで良いのかなと思います。

教 育 長 はい、そうですね。これは幼稚園とバランスを取らなくてはですね。

副 町 長 あと（２）の祝い金について、ここには額は謳っていないのですけれども。作成するにあたっての気持ちとすれば、１０万円くらいということですね。

教 育 長 はい。四ツ葉学園中等教育学校ですか、そういうところに入学者の生徒であっても、当町の居住者であれば１０万円を進呈するべきだと考えての提案です。

副 町 長 今３万円なのですよ。

総 務 課 長 戦略本部では小学校が５万円、中学校が１０万円だったのです。

委員長職務代理者 増えた方が良いでしょう。

教 育 長 そうですね、結構制服やジャージを購入するのにお金が掛かりますよね。

副 町 長 確かに７、８万円掛かるという話ですから。

町 長 給食費の無償化も以前提案しましたが、委員の中では食べるものくらいは親が支払うべき、面倒見るべきではないかという考えがあって、なかなか理解を得られない部分がありましたよね。

副 町 長 それが親の義務だという方が多かったですよね。

教 育 長 そういう考え方は分かるのですけれども。一方、今の現実は大変な家庭はわずかなのですけれども、そういう子ども達への救済もこの無償化ということがあると思うのです。給食費を払えないからといって、学校に通うことに消極的になる子どもも必ずいるのです。そういう子どもにも安心して楽しく学校に通って楽しく給食を食べられる、そういう学びの生活にさせたいです。やはり給食費の無償化ということは、ある面では大事なことだと考え始めてきております。それが世の中の変化に対応していくことの一つだと思うのです。

町 長	現在の東吾妻町では、一人親世帯の貧困がかなり見えるので、そういう面からしても無償化が必要ではないかと思っております。
副 町 長	ある程度、この教育大綱と総合戦略のバランス的なものも取っていかないといけないのですかね。大体が大綱に盛り込まれていて、具体策としての総合戦略なので（バランスを取らなくても）良いのですかね。
企 画 課 長	良いと思うのですよね。これはおおむね5年間のうちの計画ということでしたよね。この5年間の中でこういった方向でやっていきたいということがこの大綱だとすれば、それを具現化したものが総合戦略ということで良いと思います。
総 務 課 長	大綱はおおむね5年で計画しているのですけれども、教育会議は毎年開催していきます。大綱の内容に変更が必要な場合も出てきます。全部改訂ではなくても一部改訂ということです。
企 画 課 長	大綱は毎年変更があるということですね。
総 務 課 長	いいえ。これが大綱ですけれども、教育会議の中で方向性が変わってくる部分が出てきた場合に、直すところも出てくるということです。
教 育 長	そうですね。学習指導要領が変われば、変えざるを得ないというものもあります。
総 務 課 長	例えばですが、給食費が無料化になった場合には大綱に入れておく必要がないということです。そういう話も出てきますので。
教 育 長	もう一つよろしいですか。大綱案の最後の方に載せました、幼稚園・小学校・中学校と地域が共にということなのですけれども。これによると、こういう活動ができていくことによって、子ども達が地域に根ざした心をもっている人間に育っていくのではないかと考えまして。このような字を考えてきました。キョウイクといっても、こちらの共育です（文字を掲げる）。こういう共育活動になっていくのではないかと。ですから、子ども達も育ちますけれども、地域の大人の皆さんもそれによって生きがいをもっていただくということで。地域の方々は、小学校は残してほしいという方の方が多いような印象です。実際に、基本計画にあるということは承知していますが、子ども達の発達段階を考えれば、小学校の6年間は地域でやっていっても心配がないと思いますし。何回も言いますが、県の教育委員会は複式になってもその複式を解消する非常勤講師を充当させてくださって複式の解消に向けてや

ておりますから。県内でも何校かありますし、郡内でも今年度2校そのような小学校がありますから。複式は今のところ心配はないのではないかと考えております。

町 長 他にどうでしょうか。

総務課長 一つよろしいでしょうか。教育大綱ということで公布する予定なのですが、2ページ目のアスタリスクの部分を入れるかどうかということです。大綱として入れるのでしょうか。

教育長 これは入れなくても良いのではないですか。

総務課長 抜くということで。

教育長 はい。それから先程副町長さんからありました、3歳児～5歳児も。

総務課長 そちらは消えていたのですが。これは別口なのでどうしようかと思ひまして。

教育長 こういう成果がありますから、延長保育をやっていただきたいですね。それは保護者のニーズにも合うわけですから。

総務課長 委員さんの方で大丈夫ということであれば、大綱案を確定にさせていただければと思います。

町 長 これに対してご意見等ありましたら、お願いいたします。

森田委員 一つよろしいですか。先程延長保育の話がありましたが、私も幼稚園の方で2年間携わったのですが。たまたま岩島幼稚園があずかり保育という形で試みで5、6年やっていたようですが、確かにニーズというものはかなりあるのですよね。あの時に町の会議でも、平成30年に町内の5園ともそういうような方向でいくことが決まって。ですから、そのあたりの部分は方向性として見られれば良いのではないかと思います。岩島はあずかり保育がたった1時間半くらいですけれども、そのくらいでも働いている親からすれば有り難いということを知っています。今後は、これに関する先程の人材の方の関係で、人を見つけてお願いするような感じでしょうか。私などは、財源的な裏付けということが疎いものですから、町でどういうお金があるのかは分からないですから。そのようなところも煮詰めて財源を見つけて。財源があってから人を見つけるような形になると思うので、そのあたりを踏まえてや

っていただければ有り難いと思います。三枝先生（教育委員三枝）はずっと前から関わられているので詳しい部分があると思いますけれども、そんなことを感じましたので。

副 町 長

一応、延長保育の関係については、今回の議会にも東から陳情が出ております。そんな関係もありますので、できれば前倒しで進めて行ければということで、どういう形がとれるか今検討しているところです。30年には保育所が一つになれば、0歳～2歳児を保育所で、3歳～5歳児は各幼稚園というようなことで進めてきています。やはり岩島でも4、5年やっている、坂上でもやる予定が中々希望者がいなくてやっていないという状況もありますけれども。延長保育をしていただければ勤めに出られるという声も聞きますので、できればそういう方向で。この大綱にも出てきていますので、前倒しでもできれば良いのかなという気はしています。

三 枝 委 員

延長保育では、場所の確保と人材の確保ということを検討していかないと上手くいかないと思います。坂上で時間がまだ試行の段階なので3時くらいまでだったので。坂上で3時だと利用者があまりいない。もう少し長ければという話も聞こえていたので。試行の段階だったのでそんなに長くはできないということやっていと思うので、具体的過ぎるのかもしれませんが、先程教育長さんがおっしゃったように朝の時間と帰りの時間がもう少し長ければ変わってくると感じています。良い方法で子ども達が健やかに育つような検討をしていただければ有り難いと思います。

副 町 長

時間を延ばすことによってどういうところに問題が出るかそのあたりを拾い出していただいて、その問題を解決出来るように。場所もそうですし人材もそうですしね。そのへんが一つの課題というふうに思います。

三 枝 委 員

それと併せてなのですけれども。幼稚園等に入る前の初めてのお母さん達が、集団に入ることをお母さんの方も凄く不安に思っているみたいで。各園で違うのですけれども、学期に1回とか月に1回園解放をやっているところで、初めて来たお母さん達は安心したり、不安に思っているところを話したり、そういう入る前の段階になって、ここで話し合うことではないかもしれませんが、そういう人達の気軽に話をする場所のようなものがもう少しあっても良いのではないかと思います。東ではピヨピヨクラブというものを月に1回やっていますけれど、そういうところで段々知り合ったり、不安に思っていることを解消できるのかなと思います。

町 長

それでは、本日ご提示をいたしました東吾妻町教育大綱でございますが、このようなことで制定ということでよろしいでございますでしょうか。よろしく

お願いいたします。

次にその他ということになりますけれども、私の方で時間がなくなりましたので、その他は副町長の方で座長をしていただいで進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(町長退席)

副町長

それではその他ということで事務局の方から何かありますでしょうか。なければ協議を終了し、事務局へお返しいたします。

総務課次長

ありがとうございました。

熱心な協議をいただきましてありがとうございました。一部修正をいたしまして、大綱を決定していきたいと思います。決定の際には公表をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、第1回東吾妻町総合教育会議を閉じさせていただきます。お世話になりました。ありがとうございました。